

令和5年度 第4回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和5年12月20日（水）午前9時から正午まで
開催場所	白井市役所東庁舎 1階会議室101
出席者	吉井会長、岡澤副会長、竹内委員、稲葉委員、大嶋委員、折原委員、増子委員、中澤委員、
欠席者	0名
事務局	内藤市民活動支援課長、高橋主事、中村主事補
傍聴者	1名
議題	(1) 総合的評価における担当課ヒアリング (2) 令和4年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について
資料	①資料0 第4回次第 ②資料1 ヒアリング対象事業 質問及び回答（事業番号④～⑦） ③資料2 答申（案）総合的評価について

（会議内容）

●1 開会

●2 会長あいさつ

●3 議題

議題（1）総合的評価における担当課ヒアリング

事業番号④証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について

○市民課 平成30年8月に、市のほうで財政推計の見直しと財政健全化の取組ということで、歳出削減が様々な取組がされまして、この中でまず出張所の廃止が一つ掲げられたことで、市としては、これを検討していかなければいけないということになりました。

それを踏まえ、今後マイナンバーカードの取得率を高め、住民票などのコンビニ交付を積極的に推進することにより、段階的に出張所を廃止してはどうかということが提示されております。

これを受けて、令和2年3月に意見交換会、アンケートを行っておりまして、これらの意見を踏まえて、行政経営戦略会議に出張所の廃止、在り方の検討について提案し、この戦略会議の中でマイナンバーカードの取得率を高め、住民票の交付などの際にコンビニ交付を積極的に推進していくことで、出張所の窓口を廃止するということが、ここで正式にある程度方向性が決められまして、この際にマイナンバーカードの取得率、交付率を50%を目指して、このときに2年以内に出張所の在り方について再検討を行うということが、一つ附帯意見としてつきました。

これをまた受けて、2年10月に段階的に出張所の時短、時間の見直し、あと令和4年1月にはコンビニ交付に税証明を追加するなど、コンビニ交付の体制を充実化させていっております。

令和4年3月に、市のほうで行政経営改革実施計画というものがございまして、こちら

のほうの財政健全化の取組の中に、令和5年度中をもって出張所の廃止について検討するよう位置づけられております。ここではもう出張所を廃止ということがある程度、市の方針として決められているので、これを受けまして、令和4年5月に市のほうでアンケートを取りまして、またこの後、令和4年9月には各センターでの意見交換会、それとパブリックコメントの実施などの市民参加の手法を踏まえて意見を集約し、令和4年10月の行政経営戦略会議に出張所の廃止について、あらかた市民の方からは、おおむね今後やむを得ないだろうということの総意を踏まえて、出張所を廃止ということをご提案したところ、このときに市のほうとして廃止が決定されました。

この後、市のほうで、令和4年12月議会のほうで、定例議会において白井市役所出張所の廃止の条例を上程し、可決され、その後、数回、広報紙などで周知を重ねて、出張所の廃止に向けて準備をしてきたところです。これらの経緯を踏まえて、今年度12月末で出張所廃止ということになっております。

○会長 それでは、これより事業のヒアリングを行います。前回同様になるのですが、ヒアリング内容については、担当課さんのほうから御提出いただいた調査票で読み取れない部分についての御質問、また、質問事項への御回答で不明な点や追加確認をしたい点の2点ということになりますので。また、時間も限られておりますので、御協力のほうをひとつよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項のある委員の方々、挙手のほうでお願いをいたします。

○●●委員 御説明ありがとうございました。アンケート、質問と回答にも書いてあるのですが、自由記述を参考にしながら、外出が困難な方を対象に住民票等をお届けサービスを開始されたということで、一つの参加の成果と言えるのかなと思いました。これは今年の4月から開始されて、利用率とか、あと市民の方の認識というのは高まっていっているのでしょうか。

○市民課 アンケートや市民意見交換会の中で、やはり出張所にどうしても行かれない方とか困難な方とかもいらっしゃいますので、その方への救済措置ということで、お届けサービスというものを今年度の4月からスタートしております。

利用に関しては、広報紙でも周知はしているところなのですが、ただ、こちらのほうの内容が、何でもかんでも受けてしまうということは困難なことで、一定の障害のある方であったりとか、どうしても出向けない方であるとか一定の条件がついておまして、なかなかその条件に当てはまる方というところのまだニーズが今はないもので、実績はないのですが、周知のほうは既に行ってきておりますが、今後もやってまいりますし、7月1日の広報紙でも出張所の話については周知しているつもりなので、この後のケア的なこともしていきたいと考えております。お問合せは結構ありまして、いずれ自分も対象になるのではないかとということで、どういったところで対象になるかというのを具体的には何件かお問合せは頂いております。

○●●委員 詳しい説明ありがとうございました。二つ教えてください。

一つ目は、出張所廃止に伴って、何か市民の方からの御意見がございましたら御教示いただきたいというのが1点目と、2点目が質問への回答で、意見交換会への参加者がゼロ名だった会が2回あったことについて、ほかの周知方法があるとすれば、どのような手法を想定されているのかという2点について教えてください。

○市民課 御質問ありがとうございます。周知方法であったり、連絡方法って様々な手段があろうかと思うのですけれども、市として主に取れるものとしては、まず広報紙であったり、ホームページであったり、各センター情報コーナーというところを使っていくのですけれども。今回、それを行ってきた中で、意見交換会、各センターで行ったところでゼロ名という、ちょっと寂しいときはあったのですけれども、それ以上のことを、どこまで何をやったかというのは、なかなか難しいところがあって。そのとき市の取れる手段としては、やはり広報紙、ホームページ、あとは各センターのそれぞれの周知ということで努めたところであって、その結果、あらかたアンケートなどで多少、コンビニ交付率も4年の段階で約5割を超えていたので、あらかた理解されてきているのだろうなというところもあって、若干関心がなかった方がいたのかなと考えられるのですけれども。

ただ、できる限り多くの方に周知していかなければならないという手法の中では、取れる手法は取ってきたところではあるのですけれども、まだ足りない部分があったかもしれませんし、例えば、もう一つ市の発信方法としてメルマガという方法もあるので、そうしたことも考えながら、今回の結果を踏まえ、またこのようなことがあったら考えていきたいと考えております。

○●●委員 1点目の質問が、出張所廃止に伴って、何か御意見とかお問合せがあれば、それも併せて教えていただけますと助かります。

○市民課 やはり様々な意見があったのですけれども、例えば、アンケートには高齢者の方が不便になるであるとか、交付率が本当は上がらなければ時期尚早であるとか、あとは、意見交換会では、やはりまだマイナンバーカードを持っていない人もいるのだとか、廃止するのではなく段階的に見直してはどうかとかという様々な意見があったのですけれども、あらかたアンケートや意見交換会などの意見では、大体多くは理解いただいているかなという判断ではあったのですけれども。どうしてもそこに行かれない人というのがあるので、そうした方への救済策ということは何かあるということでの意見はそれなりにございましたので、今回お届けサービスを実施することにしたところです。

○●●委員 説明ありがとうございます。関連として、参考までにお伺いしたいのですが、この12月で窓口サービスが終了されるということでございますので、この時期に改めて周知などについて、何かされていることがあれば、教えていただければと存じます。

○市民課 御質問ありがとうございます。周知については、まず各センターにおいて、今月末で廃止になります、代替手段を御利用くださいというようなことでチラシを配布していることと、あと廃止が終わって、1月1日以降の広報紙でも事務局の範囲でしてまいりますので、そういうことを行っております。

#### 事業番号⑤白井市污水適正処理構想（改定）

○上下水道課 今回の白井市污水適正処理構想についてなのですけれども、こちらにつきましては、污水处理施設、公共下水道ですとか合併浄化槽が有する特性、経済性等を総合的に勘案し、人口減少や施設の老朽化などの社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適切な整備、運営処理手法を污水適正処理構想といいまして、こちらの構想のマニュアルでは5年に一度やることになっておりまして、今回そちらの見直しを行ったものとなっております。

最終的には、市町村でつくったものを県が取りまとめて、千葉県全域污水適正処理

構想というものをまとめるものとなっております。

○●●委員 一つ教えていただきたいのですが、ここには入っていないので、無作為で委員を1名選出されているということですが、この1名選出に当たってのプロセスを教えていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○上下水道課 お答えします。白井市の上下水道事業審議会の委員の構成としましては、まず有識者及び受益者及び公募委員さん、その3区分と書いています。

内訳としましては、10人いらっしゃるのですが、学識経験者が4名、受益者が3名、受益者の内訳につきましては、社会福祉協議会からの推薦と市の商工会からの推薦と、あと消費生活相談担当の方1名、あと公募委員3名という形になっております。

本来、公募委員は3名選出する形になるのですが、過去の上下水道事業審議会の中で、委員さんの構成として女性の委員さんが圧倒的に少ないという課題がございました。市民活動支援課で名簿の登録制度がございまして、そちらのほうで登録された方で、水道事業、下水道事業に興味のある方で女性の方がいらっしゃいましたので、その女性の方を名簿から当選して、その1名の無作為という形というふうに書いてあるのですが、その名簿に登載されている女性の方から1名を選出した形になっております。

○●●委員 パブリックコメントの質問をさせていただきました。いろいろなところで広報、周知を行っていらっしゃるということだったのですが、提出意見がゼロ件であったりとか、見てくださっている方自体が少なく、一般の方からすると、読んだりとか理解するのが難しいところかなと思えました。こちらの資料のほうで、下水道事業について一般市民の関心を高めることが必要ということが書かれていますので、このパブリックコメントの結果を受けて、何か周知をするような取組とか、この結果を受けて、その後、何かやっていかなくちゃいけないよねみたいな話合いが、課の中で話し合われていたりしたら教えていただきたいなと思えました。もしなければ大丈夫です。

○上下水道課 特にはないのですが、状況としまして、今回パブリックコメントを行った内容としましては、汚水の集合処理、公共下水道で整備するところと、個別処理の合併浄化槽で整備するところのエリアを分けるような内容になっているのですが、白井市の公共下水道の専門の整備が進んでおりまして、市民の83、84%の方は上下水道を利用されているような状況になっておりますので、そういった意味では、皆さん満足されているといえますか、そういったところで若干意見も少なかったのかなというところでは捉えております。

あと、御意見の中で、●●委員さんの何か御意見、コメントの中で、上下水道審議会の議事録と今回の処理構想の意見の結果のところの整合性といいますか、パブコメの結果のところ審議会の議事録にアクセスできるような手立てがあれば、より周知ができたのかなというところは考えております。次につなげたいと思っております。

○●●委員 審議会の開催につきまして、3回開催されていたというふうにあったのですが、調書で頂いているものの44ページ、今、令和4年11月21日と、令和5年1月23日の2回が掲載されておりまして、1回目の令和4年8月1日が調書のほうには掲載されていなかったため、調書のほうにも御記載いただくとありがたいです。

質問なのですが、審議会の任期が令和7年7月までと示されているのですが、この審議会は今後も継続して実施されるという理解で正しいのですか。

○上下水道課 委員さんおっしゃるとおり、現在の委員さんの任期が令和7年7月末までとなっていますので、この委員さんのメンバーで7月末まで審議会を継続していくということに。審議会自体はずっと継続して設置しておりますので、その後もまた委員さんも入れ替えるなどして、上下水道審議会は運営していくものとなっております。

あと、委員さんのほうで、初回、8月、第1回目の開催についての記載がないという御指摘だったのですけれども、処理構想についての審議会は、この後半の2回が処理構想についての委員会となっておりますので、その点、1回目は削除させていただいた形となっております。

#### 事業番号◎白井市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）

○総務課 市民参加を行った理由としましては、市民の権利、義務に大きな影響を与える条例というふうに、おおよそ位置づけられていると考えたことから、市民参加を行うところになります。

概要としましては、もともと個人情報の保護に関するルールとしましては、全国の地方公共団体がそれぞれ独自に定めた条例に基づいてやっていたところ、個人情報の保護に関する法律が改正されまして、概要にもあるとおり、国のデジタル社会の形成に関する施策の一環として、条例に基づき制度の運用をしていた地方公共団体においても、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立などを目的として、今年の4月の1日から、法律の規律が適用されることになりました。もともと持っていた白井市の条例を廃止すると同時に、個人情報の保護に関する法律に書かれていない細かなルールを条例に定める必要があったことから、この条例を定めたものになります。

市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例という整理に、個人情報なので整理にはしているのですけれども、ほとんど法律の規律にそのルールが書かれておりまして、国のほうからも、法律の範囲を超えない程度での条例のルールをつくるということが指導というか通達が来ておりまして、市民参加を行った部分につきましても、ほとんど国のルールの範囲内のことなので、正直あまり市民の方に直接影響のあるような部分は少なかったというような認識ではあります。

市民参加を行った部分としましては、パブリックコメントの募集ですね。法施行条例、条例自体の骨子案について市民の意見を募集したものになります。

審議会につきましても、一応、審議会設置してはいるのですけれども、委員の公募はもとも行っていない審議会にはなりますが、この施行条例、条例自体を、骨子案を審査会のほうに意見を聞いたことから、一応ここに載せているところではあります。

○会長 それでは、先ほどと同様なのですけれども、各委員さんのほうから、さっきの趣旨に乗った形のヒアリングをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○●●委員 質問の回答と説明をありがとうございます。質問②で御回答は頂いているのですけれども、改めて市民公募をゼロ名としているけれども、審議会については、公開を取られている背景につきまして御説明いただけますと幸甚です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課 この審議会につきましては、平成13年、個人情報保護条例、あとは市の情報公開制度というのがあります。そちらを所管するような審査会になっているのですけれども、法や条例に基づく行政処分に対する不服申立ての審査というのは、主な今の事務にな

っております。

それは何かといいますと、例えば、情報公開制度は市民の方から市が持っている文書に対して、この文書を公開してくださいということを請求をいただくのですけれども、その請求をいただいた文書の中にも、個人情報が含まれていたりとか、市の意思形成過程に関する文書が入っていて、なかなか表に出せないような文書があったりして、それを出せませんということで決定した場合に、それに対する不服申立てを行うというような制度が情報公開、個人情報であったり、あとは、一般的な行政処分に対して不服を出せるというような制度があります。その不服が出てきた場合に、個別具体的な案件を扱うような形になりますので、そこには秘密情報が、個人情報をはじめとした、そういった秘密になっているような情報を扱うのが多いものですから。あとは、法律的な観点から御意見を頂く場面というのがとても多いので、専門的な知識を求められると、市民の方に一般的な市民感覚で意見を頂くという場面がないような審議会になっております。

そういった観点からも、恐らく設立当初も市民公募というのを行わないような審議会であつたりしますし、その扱う案件についても、機密情報を扱うという部分を含めて、白井市が今、所管している審査会の中で、唯一、委員に対する刑事罰というのが設けられているような審議会になります。そういったところが恐らく市民公募、市民の方が入らないような委員会になっているというふうに推察しております。

○●●委員 多分お話いただいたとおり、いろんな行政上の制約があるので、好き勝手自由にできないところというのはよく理解いたしました。

一方で、今度は市民の立場からすると、これ個人情報の保護というのはとっても大事な話だし、それから、これからどんどん世の中、先々きっとそういうことで注目されて守らなきゃならないように、もっと厳しくなっていくのではないかと思うときに、もちろん今回のお仕事としては、市役所の職員の皆様がやられたことは、別に何ら問題はないと思うのですけれども、これから先のことを考えると、例えば市民にもっと個人情報についての意識を高めるとか、あるいは、こういうこともすると、実は個人情報の保護に触れて問題なんだよみたいなことを、広い、直接なお仕事とは違うかもしれませんが、そういう広報普及みたいなことも含めてお考えになるようなことは、なかなか難しいとは思いますが、そういう何かお話とかなかったのかなということだけお聞きしたいと思えます。

○総務課 個人情報のこの法律に関する規律というか、保護すべき主体、個人情報を扱う法律が適用されるのが、大量に個人情報を扱う民間の会社ですとか、あとは地方公共団体、あとは独立行政法人とか、そういった組織に対してこのルールが適用されているもので、市民の方、そして関係してくる部分というのは、そういった大きな組織、自治体でどういったふうに個人情報保護に関するルールがあるのかというところを周知していく部分というのは、確かに必要な部分ですけれども、自治体だけではなくて、国のほうでもいろんなところで多分周知はしていると思うのですけれども、なかなかそのルールを改めて、この条例をつくる過程で周知というのは、正直できなかった部分がございます。

○●●委員 御説明ありがとうございました。審議会が、今回この市民参加の中で枠組みとして位置づけられている以上、この中でも何となく市民参加というところの意識というのは必要なのかなと思って、いろいろ考えておりました。ただ、やはり国の法律があると

いうところで、いろいろ難しいところはあると思います。例えば、専門家の方々に、この審議会の中で、市民にすごく関わる重要なところであったりとか、市民が知っておくべきところはどんなところなのかみたいなことを、専門的な立場からいろいろアドバイスを頂いて広報に生かしていくであったり、あとパブリックコメントの概要などをつくる時に、その部分を少し強調して、市民の方に知っていただくとか、何か審議会の活用方法として、そういう方法もあるのかなというふうに少し思いました。通常の審議会とタイプが違うのかなとは思うのですが、市民参加という枠組みで考えたときに、そういうところで専門家の方から意見をいただくのもよかったのかなというふうに思いました。

○総務課 パブリックコメントを行った結果としまして、なかなか短い期間、最低限の2週間というところでやらせていただいたのですが、題材として興味がある方も中には、興味のある、関心のある題材だったと思いますので、1人の方から2件、御意見を頂いたところがあります。

内容としましては、パブリックコメントを行ったその項目として、個人情報保護制度の中で、御本人様の個人情報を市役所がどういうふうに扱っているか、公開、開示できるような制度があるのですが、その開示の請求をいただいて、開示の期限を法律は1か月以内にしないとというルールになっているところを白井市は短縮して2週間で公開しますよというルールにしますという案に対して御意見を頂いたところがあります。

そこもまた細かい話なのですが、そういったところを御意見頂いたのと、あとは個人情報の中でも、特に取扱いに対して配慮しなければいけない個人情報というものが法律に定めがございまして、それが個人の身上だったり、人種だったり、あと社会的身分、病歴、犯罪歴とか、そういったものについては、個人情報の中でも特に取扱いを注意しなきゃいけない情報と法律でされているのですが、地域の実情に応じて独自の特に取扱いを配慮しなきゃいけない個人情報の種類というものを、改めて法律と別に定めるということができたのですが、例えば、全国的にも多分まだ少ないとは思いますが、LGBTに関する情報とかというのは、そういった地域によっては、その自治体の中だけでは、特に取扱いを注意しますよという個人情報にしたという自治体もございました。

そういった部分に関しまして、その方から御意見出たのはLGBTに関する部分ではないのですが、身体障害者の方の情報、災害時における個人情報の取扱いに関する御意見を細かいところを頂いたのですが、そういったところについて、もう少し市民全体で議論が必要なのところという御意見を頂いたようなところがございます。

また、その方から、具体的にこの情報を要配慮個人情報にするべきじゃないかというような意見を頂いたのですが、もともと法律に規定されている要配慮個人情報の一部に含まれるような情報だったので、そちらについては法律で充足できるということで、その条例の素案には反映していないところにはなります。

#### 事業番号⑦公共施設等あり方検討事業

○文化センター この公共施設等あり方検討事業につきましては、給食の関係と、この文化センターの関係が二つございまして、文化センターについては、平成6年の開館以来、

26年、開始当時にかかりまして、非常に外観はきれいなのですが、やはり設備等に非常に劣化しているところが見えたりしてきました。

御存知のとおり、市の持っている公共施設って非常に大きな施設なものですから、そのまますぐ改修に行くのではなくて、今後どのような使い方をしていくべきかというのが議論をして、それから、大規模改修にするとか、極論では廃止に持っていくとか、そういうところをゼロベースで話し合いをして、次のステップに進めていきたいと思いますという趣旨で行いました。

平成6年の開館当時から30年近くが経過した中で、市民ニーズも変わってきているでしょう、社会情勢も変化してきているでしょう、そういったのを検討委員会の中で検討をしていくということになります。

なので、委員さんについては、今後のいろいろランニングコストとかありますので、そういった行政系の専門の方、それから建築の専門の方、それから生涯学習の推進委員の方とか、あとは実際に利用していただいている方、学校の先生、小学校、中学校、それから幼稚園。それから、市民の公募については、5名ということで設定をさせていただいて、文化センターを結構利用している方、そんなに利用していない方、両者に入りました。

また、かなり施設のことですとか、市の中で大きな事業でしたので、財政担当の課長、それから許認可の関係とかもありましたので、建築が分かる建築宅地の課長、それから公共施設がありますので、公共施設のマネジメント課長に入らせていただいて、14名で審議会をやっていきました。2年半ぐらいやりまして、令和5年1月の会議で提言書がほぼまとまりまして、今年の3月、教育長宛てにその提言書を出して、検討委員会としてはそこで終了と、そういった流れになっております。

○●●委員 御説明ありがとうございます。アンケートに関する質問というところで、幾つかお尋ねしたもののなのですが、内容については承知いたしました。

それで、一つここでお伺いしたいのですが、利用者アンケート、利用団体アンケートについては、頂いた調書の中では具体的な記述がなかったものですから、このような御質問をさせていただいたのですが。利用者アンケート、今の概要の御説明の中に幾つか団体名などもお話しになったかと思うのですが、具体的にどのような団体にアンケートを取られたのかということについて教えていただければと存じます。

○文化センター まず、設問に対してのお答えの中で、利用者というところだけで書いてしまったものですから、その利用団体についての回答がなくて、少し分かりにくかったかとお詫び申し上げます。

一つは、例えば学校、小・中学校14校全部に質問、アンケートを行っております。それから、あとは白井市文化団体協議会というのがございまして、文化会館とか公民館を中心に活動している団体があるのですが、その文化団体協議会に、いわゆる参加団体というのですか、も含めてお願いをしました。

あともう一つは、あまり利用は多くなかったのですが、工業団地協議会というのがありますので、工業団地協議会にもお願いをしました。

あとは、アンケートといいますかヒアリングになるのですが、文化センターには文化会館、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館、4館ありますけれども、その4館の



運営協議会の会長さんにヒアリングをしております。

○●●委員 今回の話の続きになるのですが、利用団体、これは市外の団体は入らないのでしょうか。例えばコンサートをやられた、企画した会社とか、そういう、変な言い方をすると金もうけの対象になるようなところについては、いかがなのでしょう。

○文化センター 個人情報絡みがありましたので、そういった趣旨を説明してお出しすることも不可能ではなかったのですが、基本的には、利用団体の住所とかが明らかになっているようなところ、それから各協議会の委員さんの委員になっていただいて、連絡がつくようなところを主体でやらせていただきました。もちろん利用している方というのは、文化会館の例えば利用申請書に住所とか連絡先はあるのですが、その目的以外で取ったものについては、連絡ができないだろうということで考えまして、基本的には市内の団体を中心に取らせていただいたところです。

○●●委員 御説明ありがとうございました。今の御意見にとっても賛同します。市外の団体の方にも聞くことで、白井市にお金が落ちるといえるのもすごく大事なことだと思います。市の方が満足される施設にしていくということも大事と思うのですが、今のこのご時世、そういうところもすごく大切なポイントだったなというふうに思いました。市民参加というところからはちょっとずれますが。

あと、御説明の中で、関わらない人もなるべく取り入れるようにされたというお話があったのですが、これはアンケートで取り入れたという理解でよろしいのでしょうか。ちょっと聞き逃してしまった部分はあるかと思いますが。

○文化センター 市民公募委員を5名選出しているのですが、その中で募集のときに文化センターをどれくらい利用しているかというのを聞いて、その中で4館に丸をつけてもらったのです。その中で、例えば4館全部ついている人と、例えば図書館しかついていない人がいる場合には、例えばプラネタリウムとか郷土資料館とかはあまり利用されていない方だと思うのです。ですから、そういった全てを利用しているという人ではなくて、部分的に利用している人も公募委員の中に取り入れたということです。

○●●委員 御説明ありがとうございました。ということは、公募委員を募集する際に、もっと多くの方が募集してくださっていて、その中からなるべく利用頻度の少ない方を選んだという理解でよろしいのでしょうか。

○文化センター 定員の何倍とかという申込みはなかったのですが、選考させていただく中で、定員よりはありましたので、そういうところを参考にさせていただいて、多く利用している人と、それほど利用されていない両者を入れたということです。

○●●委員 ありがとうございます。御回答いただきありがとうございました。

教えていただきたいことが1点ございまして、ワークショップの開催時間についてなのですが、ワークショップの開催時間を18時30分からとされた理由がもしございましたら、教えてください。

○文化センター 御質問ありがとうございます。趣旨としては、公表はしていないのですが、市民の方というのも、なるべく世代を幾つか、公募委員の方も分けたのです、年齢的にも。ワークショップというのは、次のことを考えていくためには、お若い方のほうが柔軟な意見も出るだろうということで、それから、特に子育て世代の方だと、土日もいろいろお忙しいのではないかとということで、平日の夜間にすれば、そういった方も御参

加いただけのではないかとということで、平日の夜間ということで設定をさせていただいたところですが。

○●●委員 今回のワークショップのことで一つ教えていただきたいのですが、できるだけ若い方というような意味で時間帯を配慮されたということですが、実際には50代、60代の参加者も多かったというようなことが記載してございますが、対象としては中学生以上になっているようでございますので、その辺、いわゆる意図していた若い方というのが、実際には何割ぐらいで参加をされていたのか、お分かりになれば教えていただけますでしょうか。

○文化センター 申し訳ありません。手元に細かい資料がないのですけれども、お若い方で20代の方もいましたし、30代、40代の方もいました。ただ、やはり関心のある方というと、どうしても50代、60代の方が多かったのかなというぐらいの回答になってしまうのですが。

#### 議題（2）令和4年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

##### 事業番号①白井市桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会

○●●委員 こちら読ませていただいた時に、審議会の設置の条例基準のところ、栄養士などの参加があってもよかったのではないかとコメントをさせていただいていたのですけれども、ヒアリングのときの結果を見直してみますと、大学教員の方が栄養学と統計の方が2名参加されていたということでした。ただ、栄養学の先生が栄養士の資格を持っているかということ、そういうわけでもないのかなという気がしたのですね。なので、これを書く場合、総合コメントのところに、審議会委員について適切な人員が選抜されていたという●●委員のコメントがあるので、そことの整合性をどう取っていくのかなというところがちょっと気になったというところが1件ございました。

○●●委員 今、●●委員の御意見を受けて、私の意見として、していただいている適切な人員が選抜されていたというところ、やはり栄養士の方がいたほうがいいのではないかと気はいたしますので、この部分、削除していただくのがよいのではないかと思います。

○会長 分かりました。●●委員、削除ということでよろしいですか。何か。

○●●委員 全般的なこの桜台小学校の給食在り方検討委員会事業に関しては、最後に結論がひっくり返ってしまったというか、途中まで、給食は自校式がいいという御意見だったのが、審議会の最後で、やはりコストと量を考えると、廃止して給食センターから送られるのがいいというような結論になっていて、●●委員の書かれているコメントを介しますと、センターに移行する上でのアリバイづくりな印象を受けてしまいました。

なので、もし可能であれば、外部の方であるか、市民の栄養士の方が入ってくださるのがよかったのではないかとこのふうに感じております。そのことから、今の部分は議事録に残さないほうがいいのかと思うのですけれども、私のコメントは削除させていただいて、栄養士の方を入れていただくようなほうがよかったのではないかと提言にさせていただくのがいいです。よろしくをお願いします。

○●●委員 私がコメントのところに書いたのですけれども、実際に学校給食を経験した人とか、今、学校給食を受けている御家族の方等の意見を積極的に聞いたほうがよかった、望ましい水準としては、そういうところにも目を向けたほうがよかったのではないの

かなと思います。現に学校給食を学校自校式をやっているのは桜台だけですか。

○事務局 そうです。

○●●委員 ということは、ほかの学校は経験をしていないので、よさが分からないと思うのですよね。よさの分かるところの人の意見も十分に聞くということを考えてほうがよかったのではないのかなと思います。

結論ありきで、最終的に費用対効果でやると、栄養士の人云々というのは、最後消えちゃうような気もしちゃうのですよね。それが今の委員の会話を聞いていると、ちょっと気になりました。

○●●委員 私のほうも、質問の回答のほうでさせていただいたのですが、私のほうが白井市学校給食センター運営委員というところにも参加してまして、その課とここの話の、白井桜台の自校式の在り方検討会との横のつながりがちゃんとできているのかなというところを質問させていただいたのですが、そこもよく検討していただければということも議題のほうに入れさせていただいたので、そちらのほうも御検討いただければなと思います。

○●●委員 ありがとうございます。今お話を伺っていて、もしかしたらコメントの中であんまり反映されていない部分があるのかなと思って、もう1回見直してみました。ただ、アンケートのコメントなどですごくいいアイデアが出ていたけれども、それがどう生かされていったのか、あんまり生かされていないようなところもあった気がするので、その辺も指摘として残しておいたほうがいいのではないかなという気がいたしました。

○会長 分かりました。盛り込みということで、ひとつ御検討をお願いしたいと思います。

#### 事業番号②白井市耐震改修促進計画

○●●委員 一つだけで複数の参加を取り入れてもよいのではないかというコメントがあった一方で、24点という感じで、結構両方な感じだったので、これは結構評価が高かったのかということ思い出しておりました。

○●●委員 恐らく、これ計画の改定案だったので、新しくつくるのとは違うというもので思います。その上で、改定自体も県の計画ですかね、それを県計画に基づき策定しているものなので、パブリックコメントを行うと十分というような議論だったと記憶しております。その上で、建築宅地課の方は、パブリックコメント募集時に意見書のフォーマットを提示されていたと思うので、その点はよかった点なのではないかと思います。

パブリックコメントで何をどう書いたらいいかというのがなかなか難しいとは思いますが、建築宅地課さんで実施されたものには、A4サイズで該当ページの箇所のほうと御意見のほうに分かれている意見書を用意されていたというのがよかった点なので、もし可能でしたら、パブリックコメント募集のほうの望ましい水準のところ、フォーマットを提示されていたということも記載していただけるといいなと思います。よろしく御検討ください。

○●●委員 ありがとうございます。今ちょっと悩ましいなと思ったのが、4ページのところで、最初に市民参加の方法を複数取り入れてもよかったのではないかというコメントになってしまっているのですが、今、●●委員からもあったようなフォーマットであったりとか、あと概要版や新旧対応表などを作成して、分かりやすく情報提供していっ

たところはかなり評価が高かったと思うので、この24点という点数でもあるので、まず何かよいところを先に出しておいたほうが違和感ないのかなというふうに思いました。些細なことなのですけれども、以上です。

○●●委員 そうですね。あとは、今の議論の中でもあるとおり、本当にほかの市民参加の手法を複数取り入れるべきだったのかなというところもちよっとあったりしまして、パブリックコメントで十分だったということであれば、最初のコメントというのはあえて入れなくても、もしくはもうちょっとソフトな言い方にしてもよいのかなという気はいたしました。何かもっとほかの事例で複数取り入れたほうがいいような事例とかもあると思うので、そのときははっきり書くべきだと思うのですけれども、これはそこまでというか、はっきり分からなくてもいいような気がいたしました。言い方の問題なので、些細なことでも申し訳ないのですけれども、可能であれば、ほかの市民参加の手法を取り入れてもよかったのではないかとぐらいでもいいのかなと思いました。

○事務局 まず評価が点数高かったということで、総合コメントの上のほうにちょっとネガティブなものがあるので、いいコメントを上にとということで、そこはまずしていきたいなとは思っています。

その複数取り入れてもよかったのではないかと書き方なのですけれども、そこはもうちょっと、●●委員おっしゃったように、柔らかくするだったりとか、もしくは、そもそもここでわざわざ書かないというのも、この後、決めたいと思えます。

○●●委員 ただ、複数の方がもうちょっと取り入れてもよかったのではないかなと言っているのですから、削除することはないと思えます。私は、評価したのは、こういう計画の改定に、市民に考え方を問いただしたということをするべく評価したいと思えますので、そういうのを一文入れて、なお、複数取り入れても、もうちょっと考えてもよかったのではないのかなというのが、ぐらいいいのではないのかなと思えますけれども。

○会長 そうですね。先ほど●●委員のほうがそういう趣旨をおっしゃられて、要するに、表現で我々の、審議会なら審議会の意図というか、総意をきちんと的確にお伝えしたいということの趣旨でお二人ともおっしゃっていますので、そういうことで、事務局のほうも御理解いただいていますけれども、そういうことでひとつ組み立てていただいたらというふうに思えます。

否定とかそういうことでは、決してそういうことではございませんので、モアベターの、より正確に伝えたいという皆さんの御趣旨だと思いますので、よろしく御検討をお願いしたいというふうに考えます。これは点数見てみたら、評価の高かった事業ですから、なおさらそういう意味で大事にしていきたいなという思いは皆さん一緒だと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。今言われたように、私も、今回この事業に関してはパブリックコメントだけになっていますけれども、職員のほうにもできるだけ複数の手法を用いてというところは研修の中でもお話をさせていただいておりますけれども、この審議会の中で、たとえばパブリックコメントしかやっていなくても、パブリックコメントのやり方、手法によっては、当然審議会の中ではいい評価をしていただけるというところも、一つこれが一例になったと思えますので、そういったところを、最終結果ではございませんけれども、そういった最終結果も含めて、この審議会で頂いた意見を含めて職員のほうに

今後周知していきたいなと改めて思いました。

### 事業番号③白井市空家等対策計画

○●●委員 この事業は、ワークショップで実施された資料が非常に詳細ですばらしかったので、ワークショップ開催のところのコメントに、事前に提出させていただいたエクセルシートに記入させていただいた白井市空家対策計画見直しの意見交換会報告書が公表され、ワークショップでの発表に対して、市の現状や他市の事例について分かりやすくまとめられているというコメントを加えていただきますとうれしいです。どうぞよろしく願います。

○会長 ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○●●委員 6ページの総合コメントのところでございますが、私が記載した公募委員の募集があってもよかったのではないかという記載でございますが、その次に書かれている、●●委員は審議会の構成員に市民が入っていなかったためということで、それによって危惧されるようなことを書いていただいております。そういう意味では、私が書いたものと、ある意味ちょっとダブリ感もあるかと思っておりますので、私の一文がここでは削除をしていただけたらというふうに思っております。

○会長 ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○●●委員 パブリックコメント、アンケートになると思うのですがけれども、私がコメントで書いた空家等があるのに困っている人たちの意見を聞くのでしたら、やっぱり自治会等の意見も聞いたらいいのではないかと。そういうことで、ここに市民に身近な公民館等での開催が検討されてよかったという●●さんの話もあったのですけれども、こういう公民館というか、自治会からの意見も聞くことを考えたらよかったのではないのかなと思ひまして、追記していただけたらなと思ひます。

○●●委員 今、●●委員からあった話なのですけれども、ヒアリングの結果を見ますと、特定空家の判定はというところで、個人情報を取り扱うことから公募しないという御回答があって、入れるのも難しかったのかなというところもあったのですけれども、これは書いてしまっても大丈夫なのではないでしょうか。

そうするとなると、いろいろ御意見を、市民参加の状況などを鑑みると、パブリックコメントやアンケート、委員モニターで行ったりとか、あとワークショップを実施していて、ワークショップの広報を駅前の掲示板等ですごく積極的に行った点などから、審議会に公募市民を入れられない分、その他の市民参加の手法をかなり充実させたという、かなり意識の高いような、なかなか公募市民としては入っていただけないので、それ以外をしっかり充実させたという担当課さんのやる気のようなものも感じた記憶もありますので、その部分をうまく書けたらなというふうに思ったのですけれども、いかがでしょうか。

●●委員もいかがですかね。公募市民を入れるのがちょっと難しかったのかというところもあるのですけれども、公募市民を入れるということも必要ですけれども、市民感覚を持ってされるかどうかというところも重要ですが、それ以外の市民参加の手法をかなり積極的に行っていたというところと、既に書かれているので、追加して書く必要はないのかなと思うのですけれども、公募市民のところの書き方を工夫したほうがいいかなと

思いました。

あとは、eモニターのことをかなりたくさん説明いただいて、情報提供もいただいたので、eモニターの話はアンケートのところだけにとどまらずで、総合コメントにも少し入れてもいいのかな。目立つように入れてもいいのかなというふうに思いました。その辺はお任せしますが、よろしくをお願いします。

○●●委員 工夫された点としまして、会議録にホームページのQRコードを付す工夫がなされていたので、その点を審議会設置のところか総合コメントのところで加えていただけますと、うれしいです。どうぞよろしくをお願いします。

○●●委員 これについては、空家があって、対象となる空家に対して、空家を持っている人等については個人情報に関わると思うのですけれども、空家をどうするかとかという、この対策計画を立てるときには、個人情報は関係ないような気がするのですよね。それよりも、広く市民の方々に空家が出たらどうするのかという計画をつくるときに参画してもらったほうがよかったのではないかなと思うので、望ましい水準としたら、もうちょっと市民の意見を聞くことを大きく聞いたほうがよかったのではないかなと思うのですけれどもね。やっぱりこの対策を計画するときも、既に個人情報に関わっちゃうのですかね。よく分からないのですけれども。

○事務局 この審議会のほうには、私も防犯というところで、ちょっとオブザーバー的なところで参加をさせていただいていますが、計画づくりを行っていく面では、特に個人情報を扱うわけではないという現状はございます。

ただ、現状、先ほど担当課のほうに申ししていたように、特定空家の判定を行う際は、当然、今のところ白井市について、その審議会で判定を行うという案件は現時点ではございませんけれども、そういった判定を行う際には、当然そういったところの個人情報も扱うというところは出てくるのかなというふうには思っております。現状の計画づくりにおいては、委員さんおっしゃるように、そういった個人情報を扱うというところは、現時点では出てきていないというところだけ御報告させていただきます。

○●●委員 ということであれば、ヒアリングのときの話のやり取りが不十分だったかもしれないのですけれども、ここで回答されているところと、ここで審議している内容というのは、ちょっとずれている感もあるのでしょうか。

○事務局 審議会のやり方はいろいろあると思うのです。多分、公募委員を審議会に入れて、計画づくりのときは通常どおり公募委員にも加わっていただいて、例えば特定空家の審議を行うときは出席を控えていただくとか、そういった配慮も、やり方としては可能だと思うのですけれども、その委員会をどうやって運営していくかというところについては、担当課の判断の部分もございますので、そのところは、現状はそういうところの取扱いになっているというところで御理解いただければと思います。

○●●委員 分かりました。ありがとうございます。

そうしたら、先ほど総合コメントのところで公募市民の話をしたのですけれども、●●委員と私のところを一緒にしていただいて、ワークショップだったりアンケートの内容がしっかり反映されるように、市民感覚を持って反映されるように、公募市民入れたほうがいいのではないかとということで入れていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○●●委員 それでしたら、この目的のところには、例えば特定空家等の判定及び処置の方法、方針、その他必要な事項までしか書いていないのですけれどもね。ですので、実施段階はまた別の委員会をつくって、この対策協議会というのは、こういう指針等を変更したり、つくったりするのでしたら、分けたほうがよよかったのではないかなと思うのですけれども。それこそ、1軒1軒についてやったら、守秘義務とか個人情報というのがありますけれども、この策定するのと一緒にしちゃうと、やはり最後はそこに入ってしまうので、二つに分けて、計画ができたならそれを、計画を実行する部隊がまた別にあったほうがよかったのではないかなと、今、話を聞いていたら、そう思いました。

○事務局 全く別の組織がいいか、1個のほうがいいのかというところは、内容的には当然、空家の法令の関係ですとか、特定空家に認定するには同じような基準というものがあるので、その基準についても、現在の審議会の策定、認定いただいたものになりますので、認定する際、あるいは計画をつくる際、結局同じような内容を審議いただくことには変わりないと思うので、なかなか別の方、当然、委員の方の確保という部分もございまして、審議する内容によってそこを変えていくのかどうかというところは、担当課の判断になりますけれども、現状、私は担当ではないのですけれども、全く別の方の、別の委員会をつくるというのは、現実的には難しいかなというふうには、これは全く個人的な感想になりますけれども、思っております。

○会長 なかなか難しいですね。例えば、こちらが最終的な答申になるのですけれども、この中に、「という意見もあった」という付記ということはいかがですか。審議会の結論コメントはコメントとしても、「という意見もあった」という1行付記みたいなのはいかがですか。

○事務局 どこのところのコメントに入れるか、例えば、先ほど●●委員、●●委員がおっしゃられた内容については、当然残していいものだと思いますし、今、●●委員さんが言われたような内容を加味するのであれば、例えば計画をつくる上では個人情報を扱わないので、計画をつくる段階と特定空家を認定する段階で出席委員を変更するとか、そういったやり取り、うまく委員会の運営の仕方とか、そういったところも検討できるのではないかと思いますところは入れてもいいのかなとは思いますが。

○会長 ●●委員さん、いかがですか、そういう考え方として。

○●●委員 やっぱり目的は、当市の空家対策がさらに推進することを目的に設置するとありますから、そのための審議会であって、1軒1軒、そこに空家があるから、その空家どうするのだというのは、何か別のような、法律があって警察があるような、じゃないのかなと思いましたが、そういう意見もあったということをつけていただければ幸いです。